

○本巢市マスコットキャラクターの使用に関する要綱

平成27年12月28日

告示第126号

(目的)

第1条 この告示は、市民、法人その他団体等（以下「市民等」という。）が、本巢市マスコットキャラクターを使用する場合の取り扱いに関し、必要な事項を定め、市の広報活動、イメージアップに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、「キャラクター」とは、平成25年1月4日本巢市告示第1号により制定された本巢市マスコットキャラクター「もとまる」の名称、基本デザイン及び市長が別に定めるその展開デザイン等のことをいう。

(使用の申請)

第3条 キャラクターを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、本巢市マスコットキャラクター使用申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に企画立案書、製品見本その他使用の用途が分かる書類を添付して市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、申請書の提出を省略することができる。

- (1) 国、地方公共団体又は公益法人等が非営利目的で使用する場合。
- (2) 新聞、テレビ、雑誌その他報道機関が報道目的で使用する場合。
- (3) 個人が営利を目的とせず、個人的にまたはこれに準ずる限られた範囲内で使用する場合。
- (4) 出版社、旅行会社等が使用する場で、市への誘客効果が期待できる場合。
- (5) その他市長が使用の申請手続きをする必要がないと認めるとき。

(使用の承認)

第4条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかにその内容について審査し、適当と認める場合は、本巢市マスコットキャラクター使用承認通知書（様

式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 前項の場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

(使用の不承認)

第5条 市長は、第3条の規定による申請が次の各号のいずれかに該当する場合は、キャラクターの使用を承認しないものとする。

(1) 市の信用又は品位を損なうおそれがあるとき。

(2) キャラクターのイメージを損なうおそれがあるとき

(3) 法令又は公序良俗に反するおそれがあるとき。

(4) 特定の個人、企業、政党又は宗教団体を支援し、公認しているような誤解を与えるおそれがあるとき。

(5) 自己の商標や意匠とするなど独占的に使用するとき、又は使用するおそれのあるとき。

(6) その他市長がキャラクター使用について、不適切であると認めるとき。

2 前項の規定によりキャラクターの使用を承認しないときは、本巢市マスコットキャラクター使用不承認通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(使用料)

第6条 キャラクターの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第7条 キャラクターの使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 承認を受けた目的以外に使用しないこと。

(2) 定められた色、形状、形式等に沿って使用すること。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(3) キャラクターを使用する物品等には、キャラクターの名称表記を付すこと。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(4) キャラクターの使用にかかる物品等が完成したときは、当該完成見本を速や

かに市長に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難である場合は、その写真の提出をもって代えることができる。

(5) その他市長が付した条件に従って使用すること。

(使用の承認の取り消し)

第8条 使用者が前条に規定する事項を遵守しなかったときは、市長は、その承認を取り消すとともに、以後その使用者への使用は認めない。

2 使用の承認の取消しにより、使用者に損害が生じても、市は、一切の責めを負わない。

(使用結果報告)

第9条 使用者は、市長が使用結果報告を求めた場合は、速やかに報告しなければならない。

(市の責任)

第10条 キャラクターの使用により使用者が被った損害又は使用者が第三者に与えた損害に対して、市は、一切の責めを負わない。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、キャラクターの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年1月4日から施行する。

この告示は、平成27年12月28日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

本巢市マスコットキャラクター使用申請書

年 月 日

本巢市長 様

申請者住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

印

本巢市マスコットキャラクターを使用したいので、下記により申請します。  
なお、申請にあたっては、本巢市マスコットキャラクターの使用に関する要綱  
（平成24年本巢市告示第2号）を遵守します。

記

使用期間	年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）
使用目的	
使用方法	
有償・無償の別	有償（売価 円（税込）） ・ 無償
使用数量	
使用責任者 （所属・氏名）	電話番号
備 考	

※企画立案書、製品見本その他使用の用途が分かる書類を添付してください。

完成見本確認日 年 月 日
確認印

様式第2号（第4条関係）

本巢市マスコットキャラクター使用承認通知書

第 号  
年 月 日

（申請者）

様

本巢市長



年 月 日付で申請のあった、本巢市マスコットキャラクター使用申請について、下記のとおり承認します。

記

使用期間	年 月 日（ ）～ 年 月 日（ ）
使用目的	
使用方法	
有償・無償の別	有償（売価 円（税込）） ・ 無償
使用数量	
使用条件	※使用に際しては、本巢市マスコットキャラクターの使用に関する要綱及び承認内容を遵守する事。
備考	

様式第3号（第5条関係）

本巢市マスコットキャラクター使用不承認通知書

第 号  
年 月 日

（申請者）

様

本巢市長



年 月 日付けで申請のあった、本巢市マスコットキャラクター使用申請について、下記の理由により承認できません。

記

該当事項	不承認理由
	本巢市の信用又は品位を損なうおそれがあるため
	法令又は公序良俗に反するおそれがあるため
	特定の個人、企業、政党又は宗教団体を支援し、公認しているような誤解を与えるおそれがあるため
	自己の商標や意匠とするなど独占的に使用している、又は使用しておそれがあるため
	その他 [ ]

様式第1号 (第3条関係)

様式第2号 (第4条関係)

様式第3号 (第5条関係)